

○白河市個人情報保護条例

平成 17 年 11 月 7 日条例第 20 号

改正

平成 21 年 3 月 27 日条例第 20 号

平成 27 年 3 月 25 日条例第 3 号

平成 27 年 9 月 30 日条例第 38 号の 2

平成 28 年 3 月 23 日条例第 2 号

白河市個人情報保護条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い（第 4 条—第 9 条）

第 3 章 個人情報ファイル（第 10 条・第 11 条）

第 4 章 開示、訂正及び利用停止（第 12 条—第 29 条）

第 5 章 審査請求（第 30 条—第 32 条）

第 6 章 雑則（第 33 条—第 38 条）

第 7 章 罰則（第 39 条—第 43 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適切な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（3） 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（白河市情報公開条例（平成 17 年白河市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

（4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 法人等 法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の収集の制限等）

第 4 条 実施機関による個人情報の収集は、その所掌事務の遂行に必要な場合に限り、かつ、利用の目的をできる限り特定して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的を変更してはならない。

4 実施機関は、法令又は条例（以下これらを「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その他利用目的を達成するため本人以外の者から収集することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているとき。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められ

るとき。

(4) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集できない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から提供を受けて収集する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談その他事務の性質上、本人から収集したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

5 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(適正管理)

第5条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は損傷の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と合致させるよう努めなければならない。

(委託等に伴う措置等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を実施機関以外の者に委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市が同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(職員の義務)

第7条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 同一実施機関内で利用し、又は国及び他の地方公共団体若しくは他の実施機関に提供することに相当な理由がある場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ白河市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するためその他公益上必要であると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の特定の者が随時入手することができる状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供しては

ならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) あらかじめ、審査会の意見を聴いた上で、市民の福祉の増進その他公益のために必要であり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると市長が認めるとき。

3 市長は、オンライン結合により提供されている個人情報が漏えいされ、若しくは不当に利用されているとき、漏えいされ不当に利用されることが明白であるとき、又は個人情報を保護するためオンライン結合を遮断する必要があると認めるときは、当該オンライン結合を遮断するものとする。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有の届出)

第10条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルを所管する組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集方法

(7) 個人情報の電子計算機処理の有無

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与及び福利厚生に関する個人情報ファイル、実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルその他実施機関が定める簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、届け出た個人情報ファイルの保有をやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の公表)

第11条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による届出に係る事項を記載した個人情報ファイル簿を公表しなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する本人に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第 13 条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人又は法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

第 14 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報を開示請求者に開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されているときは、当該情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第 12 条第 2 項の規定により法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、本人をいう。次号及び第 4 号並びに第 20 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等より開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、開示することにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

（4） 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

（5） 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

（6） 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適正な意思決定が著しく損なわれると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

（7） 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であつて、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

（8） 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う検査、監査、取締り、交渉、争訟、試験、人事その他の事務又は事業（以下この号において「事務事業」という。）に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

（部分開示）

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

（裁量的開示）

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第 14 条第 1 号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（存否を明らかにしないことができる情報）

第 17 条 実施機関は、非開示情報に該当する情報の開示請求であって、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 18 条 実施機関は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項に規定にする期間内に同項の開示決定等をする事ができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して 60 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該期間を延長する理由及び当該開示決定等をする事ができる期日を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、開示しない旨の決定（第 15 条の規定により開示請求に係る情報の一部を開示しないこととする場合を含む。）をしたときは、第 2 項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

(第三者の保護に関する手続)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等を決定するに当たって当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示する旨の決定をするときは、開示する旨を決定する日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置くものとする。この場合において、実施機関は、開示する旨を決定した後直ちに、反対の意思を表示した第三者に対し、開示する旨の決定をしたこと及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施及び方法)

第 20 条 実施機関は、第 18 条第 1 項の規定により開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録においてはその種別、情報化の進展状況等を勘

案して実施機関が定める方法により行う。

3 保有個人情報の開示は、第 18 条第 2 項に規定する書面により指定する日時及び場所において行う。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を直接開示することにより当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報を写しにより開示することができる。

(訂正請求)

第 21 条 保有個人情報の開示を受けた者は、当該保有個人情報に記録されている個人情報の内容が事実でないとするときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の訂正請求をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第 22 条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

第 23 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に相当の理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第 24 条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して 30 日以内に、当該訂正請求に係る情報を訂正するか否かを決定（以下「訂正決定等」という。）しなければならない。ただし、第 22 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の訂正決定等をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期間内に同項の訂正決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から起算して 60 日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該期間を延長する理由及び当該決定を行うことができる期日を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 25 条 実施機関は、訂正をする旨の決定に基づき保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求）

第 26 条 開示する旨の決定により開示を受けた者は、開示された保有個人情報に記録されている本人に係る情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

（1）当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第 4 条の規定に違反して収集されたとき、第 8 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第 8 条、第 8 条の 3 又は第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項に規定する利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して 90 日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第 27 条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止義務）

第28条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に相当の理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第29条 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る情報の利用停止をするか否かを決定しなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の利用停止決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該期間を延長する理由及び当該利用停止決定等を行うことができる期日を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

第5章 審査請求

（審査請求があつた場合の手続）

第30条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、

次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該情報の開示について第三者から反対意見が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
(諮問をした旨の通知)

第31条 前条の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第32条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第6章 雑則

(出資法人の個人情報保護)

第33条 資本金等の2分の1以上を本市が出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人が保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の法人に対し、個人情報の保護が推進されるよう指導に努めるものとする。

(費用負担)

第 34 条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(他の制度との調整)

第 35 条 この条例は、法令等の規定により保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正及び利用停止についての手続が定められている場合については、適用しない。

(苦情処理)

第 36 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第 37 条 市長は、毎年 1 回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

第 39 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 6 条第 2 項若しくは第 4 項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 6 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 42 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 39 条又は第 40 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第 43 条 偽りその他不正の手段により開示決定等に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の白河市個人情報保護条例（平成 17 年白河市条例第 10 号）、表郷村個人情報保護条例（平成 16 年表郷村条例第 1 号）、大信村個人情報保護条例（平成 14 年大信村条例第 15 号）又は東村個人情報保護条例（平成 14 年東村条例第 7 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により合併関係市村（合併前の白河市、表郷村、大信村又は東村をいう。）において保有された個人情報ファイル（前項の規定により第 10 条第 1 項の規定による届出がなされたものとみなされるものを除く。）については、第 10 条第 1 項中「保有しようとする」とあるのは「保有した」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の白河市個人情報保護条例の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日条例第 20 号抄）

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日条例第 38 号の 2）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から、第 3 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 2 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(白河市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に第 4 条の規定による改正前の白河市個人情報保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。